

白山市白峰伝統的建造物群保存地区保存計画

白山市

目 次

1	保存計画の基本事項	1
	(1)保存計画の目的	
	(2)保存地区の名称・面積・区域	
2	保存にかかる基本計画	1
	(1)保存地区の歴史的沿革	
	(2)保存地区の現況	
	(3)保存地区の特性	
	(4)保存の基本的方針	
3	保存すべき物件の特定	7
	(1)保存すべき物件の特定の基準	
	(2)伝統的建造物	
	(3)環境物件	
4	建築物等の保存整備計画	7
	(1)伝統的建造物等の特性を維持するための修理・修景・復旧計画	
	(2)現状変更の許可基準	
5	助成措置等	7
	(1)補助の方針	
	(2)物資等の提供・斡旋	
	(3)技術的援助等	
	(4)保存会等への支援	
	(5)固定資産税等の軽減	
6	保存のために必要な管理施設並びに環境の整備計画	8
	(1)管理施設等整備	
	(2)防災対策	
	(3)環境の整備等	

白山市白峰伝統的建造物群保存地区保存計画

白山市告示第 144 号 平成 31 年 4 月 1 日

白山市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成23年条例第 4 号、以下「保存条例」という)第 5 条の規定に基づき、白山市白峰地区(以下「保存地区」という)の保存に関する計画(以下「保存計画」という)を定める。

1 保存計画の基本事項

(1) 保存計画の目的

保存計画は、市民と行政との互いの協力と信頼関係に基づき策定する。

日本屈指の豪雪地帯であるきびしい自然と風土がつくりあげた、雪とともに生きる独特の伝統的生活様式が残る保存地区は、近世以来、天領・白山麓十八ヶ村の政治経済の中心集落として栄えてきた。保存計画は、その歴史的風致を地域の財産として保存し、文化交流、生涯学習、情報発信など、積極的に活用することにより、保存地区の生活環境を改善し、白山市の文化基盤の向上に資することを目的とする。

(2) 保存地区の名称・面積・区域

名称 白山市白峰伝統的建造物群保存地区

面積 約 10.7 ヘクタール

区域 白山市白峰イ、ロ、ハの各一部である。

※詳細は別図 1 を参照のこと

2 保存にかかる基本計画

(1) 保存地区の歴史的沿革

ア 村のはじまり

白峰は、日本三名山のひとつ白山の麓、冬の積雪が 2m 前後にもなる日本屈指の豪雪地に位置し、雪とともに生きる独特の生活様式を生み出してきた。

白峰に人々が住み始める時期については定かではないが、縄文時代中期の生活遺物が周辺に認められる。しかし、水田農耕が中心となる弥生時代の様相についてはまったく分かっていない。

平安時代中頃には白山信仰が体系化され、越前、加賀、美濃の三馬場がそれぞれ信仰の拠点を形成する。そのなかでも越前馬場が白山に対する宗教・経済・政治の主導権を握っていた。ただし、白峰は越前馬場から白山に至る越前禅定道の周辺にあるものの、越前禅定道からは外れていた。

白峰の八坂神社はもと牛首社と呼ばれ(近世の村名は牛首であった)、牛頭天王を祭神としている。牛頭天王の本地仏は薬師如来で、同社に現存する十二神将像は薬師教を奉じて衆生を守る薬師十二神将である。製作年代が鎌倉中期と推測されることから、鎌倉中期には既に集落が形成されていたと推測される。当時は、木工品をつくる木地師の村であった可能性が強い。

イ 大庄屋の時代

戦国期、一向一揆が加賀で活躍している頃、白峰に土豪加藤藤兵衛が現れる。織田信長による一向一揆平定後、白峰は越前国大野郡に属した。江戸初期には福井藩領となり、越前馬場の支配のもと、白山山頂の社殿や禅定道の管理、道案内等にも関わる村となる。慶長6年(1601)、加藤藤兵衛は福井藩主より白山麓十六ヶ村(白山市の牛首(現白峰)・風嵐・島(現桑島)・下田原・深瀬・鴫ヶ谷・釜谷・五味島・二口・女原・瀬戸、小松市の新保・須納谷・丸山・杖・小原)を取りまとめる大庄屋に任命され、白峰はその政治経済の中心として位置づけられる。藤兵衛は元和3年(1617)、現在でもミンジャとして使用されている水路を開鑿し、白峰の生活基盤を整える。特に水の便が悪かった北半(北番)の開発はこの水路開鑿を契機に進められたと推定される。

当時、白山登拝から生ずる権益をめぐる越前、加賀、美濃の三馬場の争いが絶えず、その解決策として、正保元年(1644)に白山麓十六ヶ村は幕府領として福井藩に預けられた。しかし、その争いが親藩福井藩と外様加賀藩の対立にまで発展したため、寛文8年(1668)には、白山麓十六ヶ村に加賀藩の尾添・荒谷の2つの村を加えた越前加賀白山麓十八ヶ村が幕府の直轄地(白山麓天領と通称)とされる。この白山麓天領は幕末まで続き、大半の期間は越前の本保陣屋(越前市本保)の支配を受けた。加藤藤兵衛は当地を追放される延宝元年(1673)まで大庄屋を務め、その後山岸家が主に大庄屋、取次元として白山麓を取り仕切った。

白峰の水田はごく稀で、ほとんどが焼畑や杉原、桑原等である。山林は山岸家を筆頭とする牛首御三家(山岸・織田・木戸口)など、少数の地主により独占されていた。慶応元年(1865)に課せられた長州征伐の軍用金の記録をみると、白峰全体で約130軒、700両のうち、御三家の山岸十郎右衛門が200両、織田利右衛門が100両、木戸口孫左衛門が70両と、半分以上の370両を御三家で負担している。織田利右衛門は大坂で商売を成功させ、後に金沢に店を持つ。高利貸も行っており、白峰から金沢の香林坊まで他人の土地を踏まなくても行き来できたとまで語り伝えられている。

ウ 主な生業

白峰は、手取川と大道谷川の合流部付近に発達した狭小な河岸段丘上に立地し、標高1,000mを超える山々により取り囲まれている。水田耕作はほとんど行われず、文久3年(1863)の白山麓の産物には、ヒエ、アワ、養蚕、布、林産物とその加工品がある。明治期の資料では、生糸、ヒエ、繭の生産額が多く、焼畑で栽培したヒエを主食とし、養蚕による収入により日用雑貨や海産物を手に入れていた。

このように、主産業は出作りでの焼畑農耕や養蚕であるが、他地域から孤絶しているため、さまざまな商売、手工業を兼業する者もいた。明治33年(1900)に書かれた紀行『白山登山紀行』には、「白峰は製糸業が盛んで、警察分署、登記所、宿、料理店、雑貨店、飲食店、呉服屋、芸妓、娼妓、消防の施設など様々な施設がある」と記されている。

養蚕は16世紀半ばには普及していたと考えられる。17世紀末には養蚕による民家の大型化が進んでいることや、白山登山のため白峰を訪れた人々の18世紀初めの記録には、養蚕が非常に盛んであったことが記されている。また、17世紀末には、春と夏の2度の養蚕(2度飼い)が他地域に先駆けて始められる。2度飼いは18世紀半ばには白峰全域に普及し、生産量は飛躍的に増加した。このように、白峰の第一の産業は養蚕であり、明治中頃までは全国有数の生産を誇っていた。明治政府の全国的な養蚕の奨励により、白峰の優位性はやや失われるものの、生糸・織物が戦前までの主要生産物であった。

大正期に金沢～白峰間の加賀往来が車道化されたことにより、木炭も生産物のひとつに

加えられた。

エ 人口の変化

元禄11年(1698)の『十八ヶ村高小物成帳』によれば家数は233であったが、宝永7年(1710)の『白山道記』では約300、文政13年(1830)の『白山全上記』でも約300と、3割の増加がみられる。これは、全国的に皆婚率が上がり、小農民の自立が促進されたことにより、人口が爆発的に増加した状況を反映していると考えられる。その後、天保4年(1833)の『続白山紀行』には家数450軒ばかりと、3年の間に1.5倍になっているが、これについては、出作りの家数が加わっているためだと推定されている。嘉永5年(1850)の『白山麓十八ヶ村留書帳』では480軒で、そのうち季節出作り200軒、永久出作り180軒とある。つまり、白峰に家を構えていたのは300軒で、そのうち200軒は、冬のみ住んでいたことになる。文久3年(1863)の『村高等書上控』には536軒、2821人、明治9年(1876)の『皇国地誌』には516軒、2895人とあり、文久3年から大きな変化はみられない。『明治八年能美郡風嵐村牛首村地内打立見取絵図』には、254区画に宅地が分筆され図示されている。254区画の宅地のうち、11区画は3寺社の所有であるため、明治初頭には実質240区画の民家が立地できる空間を備えていたことになる。嘉永5年の480軒のうち、約4割は永久出作りにより白峰に家を持っていないことから、明治9年の516軒のうち約310軒程度が白峰に家を持っていたと推定できるが、宅地区画は240しかない。昭和26年には長屋9棟に34世帯が住んでいたことから、長屋の存在や、住み込みの使用人の世帯があったのであろう。

明治39年頃の地籍図では259区画の宅地が認められ、明治8年と較べて若干の分筆や畑の宅地化による微増が認められる。

昭和46年の住宅地図によれば、明治8年の宅地区域に約235軒が建ち並び、明治8年の宅地区画数に近い数字となっている。また、明治には畑や田であった北端の場所に、約30の宅地が新たに加わっている。『白峰村史下巻』によると、昭和31年には270世帯となっている。

このように、18世紀初頭に300軒の家が建ち並んでいた状況は明治期まで維持された。大正期から戦前にかけて宅地の区域が北に拡大するにもかかわらず、1割ほど戸数は減少し、現在に至っている。

『高免付給人帳』によれば、1670年頃の白山麓板尾8戸、同吉岡5戸、山麓と扇状地の結節点で六斎市の開かれていた鶴来村66戸、扇状地の中核村落である宮永33戸、扇状地の一般村落である中新保5戸とあることをみると、233戸という白峰の戸数は異常に多いといえる。この人口を支えたのは、前述したように、明治中頃まで全国有数の生産を誇っていた養蚕である。

オ 戦後の様子

昭和30年代の高度経済成長により、養蚕や薪炭業は衰退し、若い労働力が都市部へと流出しはじめる。雪とともに生きる白峰独特の伝統的な生活様式も、昭和38年の「三八豪雪」以後、大きく変化する。昭和42年には効率的な除雪の必要性から、新潟県小千谷市にならい流雪溝の建設が開始された。交通の妨げとなっていた道路沿に積もった雪や、屋根から降ろされた雪を流雪溝に流すことにより、除雪の効率化が著しく進展した。昭和46年には観光開発の大きな目玉として、白峰スキー場がオープンする。昭和50年には手取川ダムの建設が始まり、隣村の桑島がダム湖の中に水没することとなって、多くの村民が平野部へと移っていった。

現在の産業は、サービス業、建設業、小売業が中心となっている。平成17年の大合併

により白山市の一部となっているが、合併前は白峰村役場の所在地として白峰は地域の中心であった。そのため、現在でも白山市役所白峰支所、白峰駐在所、白山消防署白峰分署、白峰郵便局、白峰小学校、白峰保育所、白峰診療所、鶴来信用金庫白峰支店、白山農協白峰支店、神社、寺院、旅館、商店、工務店等多岐にわたる施設がみられる。

カ 近年の状況

白峰の人口は、昭和37年に世帯数291戸、1,277人、昭和63年に289戸、1,001人、平成22年2月に281戸、806人となっており、昭和63年から約20年の間に約2割、200人の人口が減少している。平成20年の統計では55歳以上の比率が48.3%を占める。旧白峰村の産業別就業者数は、平成12年の統計資料ではあるが、サービス業(29.4%)、建設業

(23.3%)、製造業(17.7%)、卸売・小売業(10.8%)、公務員(8.3%)、林業・狩猟業(3.7%)、農業(2.8%)、運輸・通信業(1.8%)、金融・保険業(1.1%)、電気・ガス・水道・熱・供給業(0.6%)、鉱業(0.4%)、漁業・水産業(0.1%)の割合となっている。観光客数は平成5年に20.9万人あったが、平成20年には9.4万人に半減した。

このような現状を踏まえ、このまま何もしなければ空き家が増加して生活環境が悪化する等、地域が衰退することを憂い、白峰区会が「白峰地域づくり計画ワーキング・グループ」を設置し、伝統的な町並みを地域ブランドとして育てるため、重要伝統的建造物群保存地区の選定を想定し、白峰型の空き家バンクや白峰UIターン応援団の創設等、伝統的な建造物を保存継承するための対策を検討している。さらに、初めての取り組みとして、地域住民自らが中心となり「白峰地域づくり計画」も策定している。

(2) 保存地区の現況

ア 自然環境

保存地区は、白山(2,702m)の麓、手取川(牛首川)の浸食により形成された標高約500m、南北900m、東西最大200mの平面紡錘形を呈した段丘上に位置する。寒暖の差が激しく、夏の最高気温は35℃、冬の最低気温は-15℃になることもある。標高1,000mを超す高い峰々により囲まれた深い谷底に位置するため、風速は年間を通じて弱い、全国有数の多雨地域で、冬の積雪は2m前後、多いときには5m、大正7年には7.3mの記録もある。

イ 地区の範囲

保存地区は、白山市白峰の住宅地のうち、昭和20年代以前に建てられた建物が分布する地区を中心とした範囲とする。

ウ 建築物数

保存地区内の建築物は、主屋、土蔵、付属屋、車庫等約300棟を数える。

エ 敷地形状と建物配置

保存地区は南北900m、東西最大200mの細長い紡錘形を呈しており、南番、北番と、南北に大きく2分される。南番は手取川と標高700mのオオバンバと呼ばれる山に挟まれたゆるい傾斜地をなし、石積みにより宅地造成され、湧水に恵まれた地域である。北番は手取川と大道谷川に挟まれた平坦地である。

保存地区内には、北から旧幹線道(加賀往来)が南へと縦走し、その中央部において、福井県勝山市に至る道(大道谷往来)と、南番を経て白山登山の拠点である別当出合に至る道とに分岐している。加賀往来を中心に、その東と西側に平行するような道が各1本、南番、北番にそれぞれ配置され、町並みは南北方向に連なり、東西方向に直交する古い小道が遺存している。狭い河岸段丘上に300棟もの建築物が占地する必要があるため、主屋は直接道路に面して建てられている。山深い山麓であるにもかかわらず、建築物が密

集して建ち並ぶ景観は極めて特徴的といえる。また、保存地区の中央部には神社、寺院、庄屋、公共施設等の建物が集中してみられ、さらに土蔵が集まった蔵町が1箇所存在しており、保存地区の特徴的な景観となっている。

(3) 保存地区の特性

ア 町並みの特性

保存地区中央の行働寺から南方の南番は、西に山が迫り、東には手取川が北流する傾斜地形上に立地する。そのため、等高線に沿って作られた道路際から奥行きが深い敷地をつくりだすには、大規模な削平や盛土が必要となる。そのため、当地域では小規模な石積みを利用した奥行きが浅い敷地となっている。住居は道路と平行に棟を並べて建てられており、広い敷地を持つものは稀で、多くは隣家と軒を接している。南番には、西から上道（昭和50年代新設）、中道（幹線道路）、下道と呼ばれる3本の車道が南北に走り、その呼称は地形の高低差を如実に表している。道路沿いや敷地の土留めの石積みは、3本の車道を上下（東西）に連絡する小道の石段とともに、景観のひとつの見どころとなっている。

保存地区中央の林西寺から北方の北番は、2本の川に挟まれた平坦な河岸段丘上に立地しているため、南番に比べて広い敷地を確保することが可能である。このような地形的要因から、北番には広い敷地を必要とする公共施設が多く、南番は住宅が主である。地区中央には、御三家と呼ばれた山岸家、織田家という白峰を代表する大きな屋敷が、寺や神社に隣接して現存している。大きな屋敷には石垣がみられるものの、一般の住宅には敷地境界を明示する人工物はほとんど見られず、開放的な縁側からすぐ道路や隣家につながるように見える。これも、山地ならではの限られた敷地から生じた特徴である。

イ 伝統的建造物の特性

伝統的民家の外観における大きな特徴は、黄土色の土壁と縦長の窓が連続することである。このような外観は、文化10年（1813）の『白山紀行』においても確認できる。

2、3階の平側の窓は、半間から1間間隔に立つ柱の間に設けるため縦長になる。また、薪の出し入れのために、2階部分の正面妻側に「背戸」といわれる出入口を設けるのも特徴のひとつである。

土壁の1階部分は、羽目板（縦板張り）を中心に、下見板（横板張り）で保護される。明治以降から多く見られるようになるツケタシによる縁側の付加によって、平側が開放的なものに対し、妻側には1階部分の板の色と2階より上の部分の黄土色の土壁との対比があり、当地域の住居の独特の外観となっている。

民家の土壁の厚さは15～18cmと厚いのが一般的である（8cm程度のもも稀に見られる）。これは白峰周辺に竹や葦など木舞の材料となるものが少なく、土壁の下地の木舞には「ナル」と呼ばれる雑木の小枝を組むため、下地に凹凸ができ、厚い土壁となるのである。厚さ15cmの土壁では、直径2～3cmのナルを使っている。曲がった木は刻みを入れて真っ直ぐにして使う。土蔵は白漆喰で仕上げられているが、民家は、中塗り仕上げが一般的である。白峰の左官職は明治初期には1軒のみであり、当地区の厚い土壁は、近隣の人達の協働により塗り重ねられていたのであろう。

屋根は、近世後期に養蚕による屋根裏の利用のため建物の複層化が進んだのと同時に、上層住宅から木羽葺となり、板材を押さえるのに河原石が置かれた。屋根勾配は4寸5分から5寸5分と木羽葺にしては急勾配である。木羽葺はやがて棧瓦葺になるが、戦後間もない頃には、鉄線を入れて耐寒性を高めたセメント瓦が用いられた。灰色のセメント瓦は普通の瓦に比べて安価で軽量であり、積もった雪も滑りにくいため、屋根雪降ろしが容易

であった。このように、伝統的な屋根は木羽葺であるが、現存する建物はそのほとんどが、日本瓦、セメント瓦であり、その色については、灰色が一番多く、黒～灰色で大部分を占める。木羽葺が残るものは、現在では寺院の庫裏1棟のみである。かつては、屋根の板材補修や雪降ろしのため、大きな梯子（栗材）が常時さしかけられていた。木羽葺きの上層農民から用いられたことから、家格のシンボルとしても扱われていた。

伝統的民家の主構造は、豪雪地帯における屋根雪降ろし対策から、切妻総2階建てである。敷地も狭いため小屋裏も有効に利用されている。一部富裕層の住居は養蚕用のために3階建てとなっている。柱は明治以前のは平均5寸3分、大正以後は平均4寸7分で、大黒柱に相当する柱は平均7寸2分もある。垂木はせい3寸5分、幅3寸7分と、一般住宅の柱ほどの太さがあり、いかにも豪雪地帯の民家らしい太い骨組みである。柱の基礎は河原石を使うが、昭和30年頃からコンクリートの布基礎に代わり、土壁も真竹を割った木舞による厚さ5cm程の真壁に変わる。

民家の平面規模は、庇等の下屋（げや）を除いた上屋（じょうや）の間口平均は4.2間、奥行きは6間である。間口の最小は3間で、これより半間刻みで6間までみられ、4間に約半数、ついで5間、4間半の順に分布し、この3つで75%ほどを占める。上屋の間口が4間あるものが多いというのは、近世の民家においては特徴的である。間取りの基本は、妻入の前広間型で、かつては土間と広間が間口一杯に作られ、広間の奥に座敷と寝室が並んでいた。平野部との違いは土間の大きさで、白山麓の民家は土間がかなり狭く、農作業空間としての広い土間をもたないのが、特徴のひとつである。現在では、土間が玄関や便所、風呂場などになっているが、必要最小限の広さしかないものが多い。

（工作物）

保存地区内には、建築物以外にも伝統的な町並みを構成する工作物が所在している。伝統的なものとしては、敷地を造成する土留めの石積みや、塀としての石垣があげられる。石積みはほぼ全域に分布している。保存地区の南半(南番)においては、宅地が斜面に造成されており、人頭大の河原石を積んだ高さの低いものから、大きな石を野面積みにした高いものまで様々な石積みが見られる。石垣は、林西寺や山岸家など、保存地区の核となる少数の敷地において見られる。

ウ 環境物件の特性

保存地区内においては、敷地が狭く建物が密集して建ち並ぶことから、町並みを構成する自然要素としての樹木、池、庭園等は少ない。しかし、石垣同様、林西寺や山岸家など保存地区の核となる場所において見ることができる。ミンジャと呼ばれる近世の人工の水路についても、保存地区内全域に分布する。ほとんど暗渠化されているが、山岸家周辺においては、昔の面影を留めている。

(4) 保存の基本的方針

白峰は、近世以来白山麓における大規模な拠点集落として良好な歴史的風致が維持されている。よって、昭和20年代以前の宅地部分を基本とし、約10.7ヘクタールを保存地区とする。日本屈指の豪雪地帯に所在する住民の誇りである伝統的建造物群を、末永く後世に守り伝えるとともに、これまで行われてきた雪害対策も維持・強化し、より快適で長く住み続けられるまちづくりを目指す。保存地区内においては、その歴史的風致と調和する景観を積極的に形成するように努める。これらは、地域住民の総意に基づき、市民と行政との互いの協力と信頼関係により行われる。さらに、文化交流、生涯学習、情報発信の場として積極的に活用することにより、保存地区の生活環境の改善と白山市の観光基盤の向上を図る。

3 保存すべき物件の特定

(1) 保存すべき物件の特定の基準

ア 昭和20年代以前に建築された伝統的な主屋・付属屋・土蔵・寺社等。

イ 昭和20年代以前に構築された伝統的な工作物(塀、石積み、石造物等)。

ウ 昭和20年代以前に存在している環境物件(樹木、道、水路、池、庭園等)で、保存地区の歴史的風致に大きく貢献し、欠くことのできないもの。

(2) 伝統的建造物 伝統的建造物群を構成する建築物及びその他の工作物

(別表1～3に保存すべきものの種別、所在地等の一覧を示し、別図2、3にその位置を示す。)

(3) 環境物件 伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件

(別表4に保存すべき物件の種別、所在地等の一覧を示し、別図3にその位置を示す。)

4 建築物等の保存整備計画

(1) 伝統的建造物等の特性を維持するための修理・修景・復旧計画

ア 修理基準

(別表5の修理基準に基づき、伝統的建造物等の特性を維持する。)

イ 修景基準

(別表6の修景基準に基づき、保存地区の伝統的建造物群の外観特性に準じ、これと調和したもので、伝統的町並み景観形成に積極的に寄与するものとする。)

(2) 現状変更の許可基準

(別表7の許可基準に基づき、保存地区の歴史的風致を著しく損なわないものとする。)

5 助成措置等

(1) 補助の方針

保存条例第11条の規定に基づき、次の経費の一部を補助する。このため、「白山市伝統的建造物群保存地区保存整備事業補助金交付要綱」を別に定める。

ア 伝統的建造物の外観、屋根及び構造耐力上主要な部分の修理の工事に要する経費。

イ 伝統的建造物において、防災上必要な設備の整備及び病虫害の防除等の工事に要する経費。

ウ 伝統的建造物以外の建造物の修繕、新築、増築、改築、模様替え等において、伝統的町並み景観形成に積極的に寄与する外観及び屋根等の修景の工事に要する経費。

エ 環境物件において、伝統的建造物群の特性を維持するために必要な復旧、樹木のせん定、枝打ち及び病虫害の防除の工事に要する経費。

オ 保存地区の歴史的風致を維持するために必要な、建造物の管理等に要する経費。

カ 伝統的町並み景観形成に積極的に寄与するための保存団体による活動、並びに防災資機材の整備及び維持管理に要する経費。

(2) 物資等の提供・斡旋

保存地区の保存に関し必要があると認められる場合に、物資等の提供や斡旋を行う。

(3) 技術的援助等

保存地区の歴史的風致を維持、向上させるために、修理、復旧、修景等に係る設計相談、資材調達、その他の必要な技術的援助、指導及び助言を行う。

(4) 保存会等への支援

日本屈指の豪雪地帯に立地することから、雪害から建造物を守る保存会活動の育成を推進する。

(5) 固定資産税等の軽減

保存地区内の土地、家屋に係る固定資産税の軽減を図る。

6 保存のために必要な管理施設並びに環境の整備計画

(1) 管理施設等整備

保存地区に対する地区住民や来訪者の理解を深めるため、標識、案内板、説明板等の設置計画を策定し、空き家等を利用した町並み情報を提供する施設の設置を検討する。

(2) 防災対策

白山市都市計画マスタープランで示されているように、火災については、保存地区に隣接する白山消防署白峰分署の消防車両・消防資機材の適正な更新配備と教育訓練の充実強化や、白山市南消防団白峰分団の団員確保、団員の教育訓練などを通じた資質の向上と消防車両・格納庫などの整備を推進する。さらに、火災の未然防止と被害の軽減を図る取り組みとして、一般家庭への防火指導や住宅用火災報知機の設置を促進するとともに、自主防災組織である白峰区会自主防災会を支援する。また、災害に際して市民自らが考え、行動し、助け合うために、防災意識の醸成や、災害時における住民の相互扶助が得られる地域づくりを「白山市地域防災計画」に基づき推進する。

雪害、特に住宅の屋根雪については、除雪の指導を行うとともに、自力での屋根雪処理が困難な世帯に対するボランティアの協力体制の充実など、地域の相互扶助体制の確立を図る。

地震については、「白山市耐震改修促進計画」に基づき住宅の耐震化を促進する。

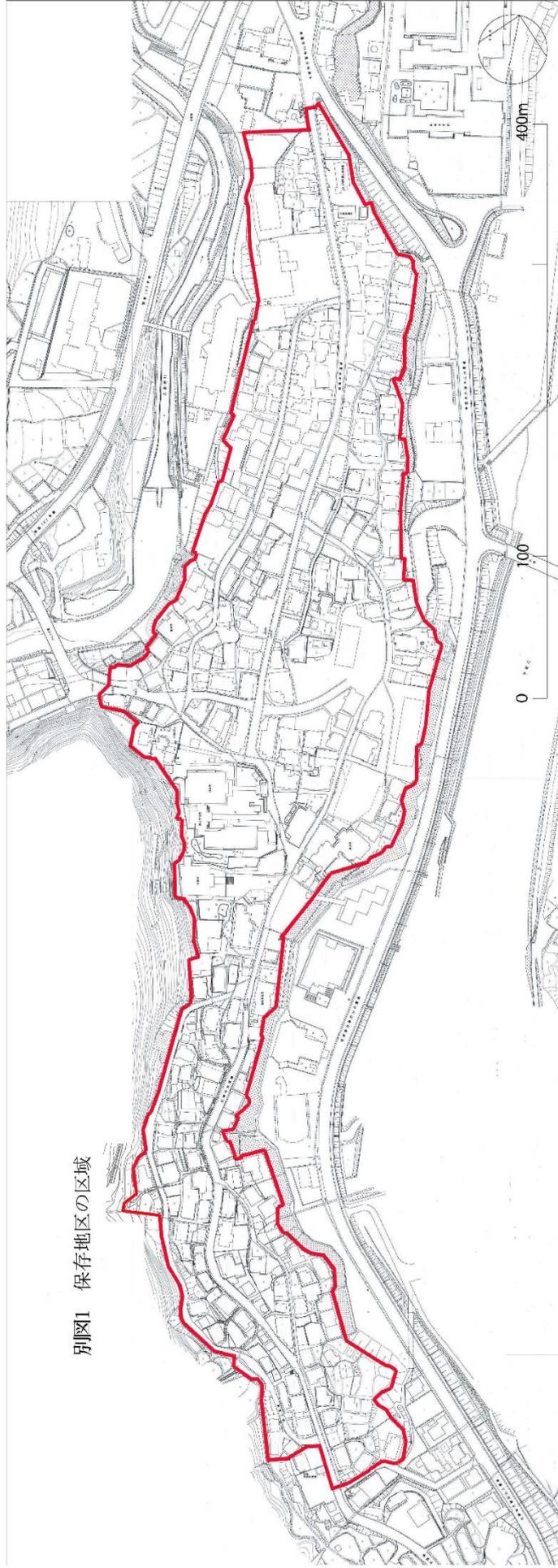
(3) 環境の整備等

白山市環境基本計画で示されているように、良好な景観は、快適な日常生活を送るためにも、内外からの来訪者に好印象をもたらすためにも大切な要素のひとつである。今も残るこの景観資源を町づくりや地域づくりに活用し、さらに、地域研究者との交流や市民講座、見学会などを通して、その保全意識などの啓発も推進する。

保存地区内の道路舗装については、伝統的な町並みに相応しいものに整備する。来訪者向けの駐車場は、その必要性を含め、空き地の活用法とともに計画的に検討する。

将来的に予想される空き家の増加については、「白山ろく地域活性化計画」を策定し、定住の促進を総合的、計画的に推進する。

別図1 保存地区の区域



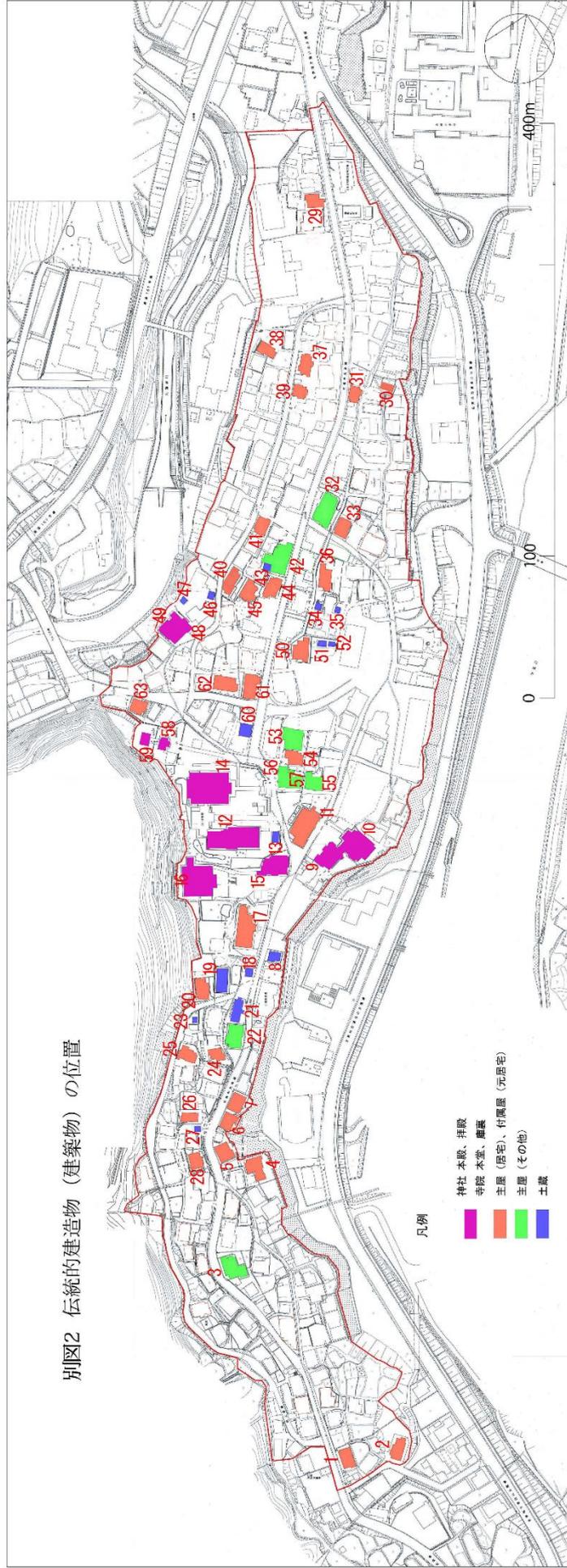
別表 1 建築物

NO	種 別	員 数	所 在 地
1	居 宅	1 棟	白峰 イ 3-1
2	居 宅	1 棟	白峰 イ 3-2
3	居宅 店舗	1 棟	白峰 イ 43-1
4	居 宅	1 棟	白峰 イ 52
5	居 宅	1 棟	白峰 イ 55
6	居 宅	1 棟	白峰 イ 56
7	居 宅	1 棟	白峰 イ 58
8	土 蔵	1 棟	白峰 イ 63-2
9	庫 裏	1 棟	白峰 イ 66-甲 1
10	本 堂	1 棟	白峰 イ 66-甲 1
11	居 宅	1 棟	白峰 イ 67-1
12	庫 裏	1 棟	白峰 イ 68-1
13	土 蔵	1 棟	白峰 イ 68-1
14	本 堂	1 棟	白峰 イ 68-1
15	庫 裏	1 棟	白峰 イ 69-1
16	本 堂	1 棟	白峰 イ 71
17	居 宅	1 棟	白峰 イ 72-1
18	土 蔵	1 棟	白峰 イ 72-1
19	土 蔵	1 棟	白峰 イ 73-1
20	居 宅	1 棟	白峰 イ 73-3
21	土 蔵	1 棟	白峰 イ 74-1
22	店 舗	1 棟	白峰 イ 75-1
23	土 蔵	1 棟	白峰 イ 77-1
24	居 宅	1 棟	白峰 イ 79-1
25	居 宅	1 棟	白峰 イ 82-1
26	居 宅	1 棟	白峰 イ 86
27	土 蔵	1 棟	白峰 イ 91-4
28	居 宅	1 棟	白峰 イ 93
29	居 宅	1 棟	白峰 ハ 149
31	居 宅	1 棟	白峰 ロ 45-1
32	居宅 旅館	1 棟	白峰 ロ 51-1
33	居 宅	1 棟	白峰 ロ 52-1
34	土 蔵	1 棟	白峰 ロ 71-2

別表 2 建築物

N0	種 別	員 数	所 在 地
35	土 蔵	1 棟	白峰 口 72-3
36	居 宅	1 棟	白峰 口 74
37	居 宅	1 棟	白峰 口 86-6
38	居 宅	1 棟	白峰 口 88-3
39	居 宅	1 棟	白峰 口 92-1
40	居 宅	1 棟	白峰 口 119-1
41	居 宅	1 棟	白峰 口 122-1
42	居宅 旅館	1 棟	白峰 口 125-1
43	土 蔵	1 棟	白峰 口 125-1
44	居 宅	1 棟	白峰 口 131-1
45	居 宅	1 棟	白峰 口 132-1
46	土 蔵	1 棟	白峰 口 136-1
47	土 蔵	1 棟	白峰 口 138
48	庫 裏	1 棟	白峰 口 138
49	本 堂	1 棟	白峰 口 138
50	居 宅	1 棟	白峰 口 154-1
51	土 蔵	1 棟	白峰 口 154-1
52	土 蔵	1 棟	白峰 口 154-3
53	居宅 店舗	1 棟	白峰 口 159-1
54	居 宅	1 棟	白峰 口 159-3
55	居宅 店舗	1 棟	白峰 口 159-11
56	居宅 店舗	1 棟	白峰 口 160
57	居宅 店舗	1 棟	白峰 口 160
58	拝 殿	1 棟	白峰 口 165
59	本 殿	1 棟	白峰 口 165
60	土 蔵	1 棟	白峰 口 166-3
61	居 宅	1 棟	白峰 口 171-1
62	居 宅	1 棟	白峰 口 172-1
63	居 宅	1 棟	白峰 口 175-11
64	元居宅	1 棟	白峰 口 2-13
65	元居宅	1 棟	白峰 イ 91-1
66	元居宅	1 棟	白峰 口 36-1

別図2 伝統的建造物（建築物）の位置



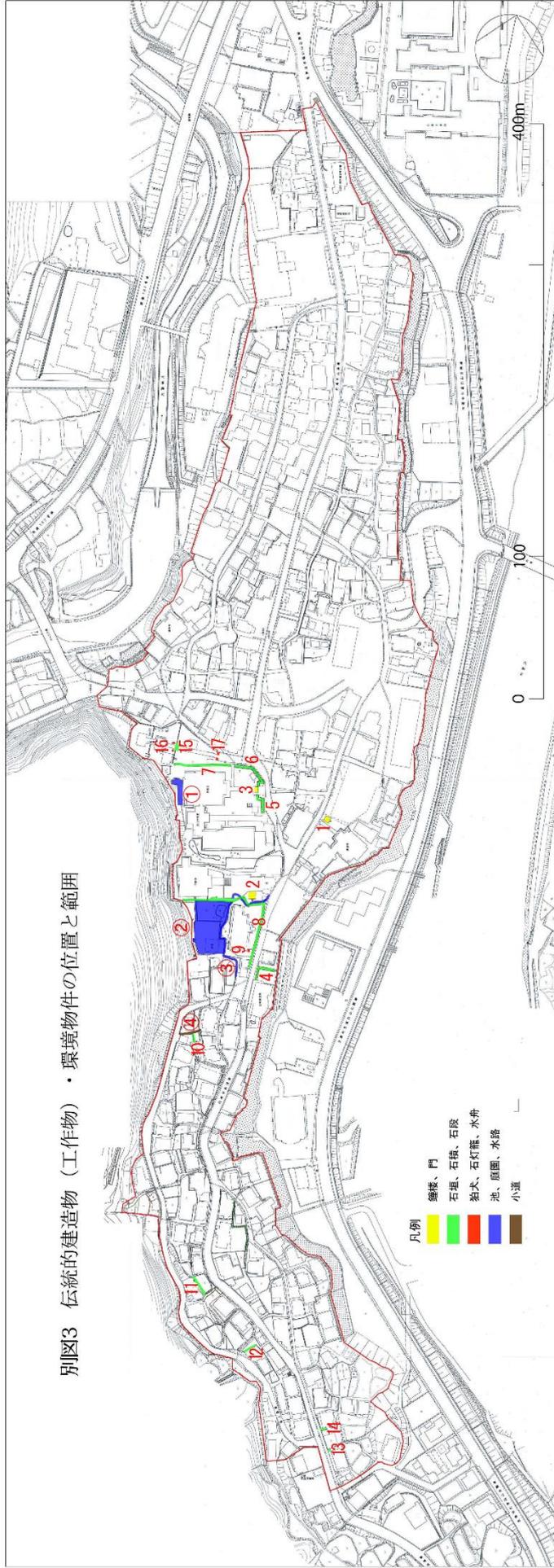
別表 3 工作物

NO	種 別	員 数	所 在 地
1	鐘 楼	1 棟	白峰 イ 66-甲 1
2	〃	1 棟	白峰 イ 71
3	門	1 棟	白峰 イ 68-1
4	石 垣	1 式	白峰 イ 62-1、イ 63-1
5	〃	〃	白峰 イ 68-1
6	〃	〃	〃
7	〃	〃	〃
8	〃	〃	白峰 イ 72-1
9	水 舟	1 基	白峰 イ 72-1
10	石 積	1 式	白峰 イ 77-2
11	〃	〃	白峰 イ 119-1 の西
12	〃	〃	白峰 イ 132-2 の北
13	石 段	〃	白峰 イ 6 の南
14	〃	〃	白峰 イ 6 とイ 7-2 の間
15	〃	〃	白峰 ロ 165
16	狛 犬	1 対	白峰 ロ 165
17	石灯籠	1 対	白峰 ロ 165
18	石 積	1 式	白峰 イ 43-3

別表 4 環境物件

NO	種 別	員 数	所 在 地
1	池	1 式	白峰 イ 68-1
2	庭 園	〃	白峰 イ 72-1
3	水 路	〃	白峰 イ 73-1、白峰 イ 72-1、白峰 イ 72-1 とイ 70 の間
4	小 道	〃	白峰 イ 77-2

別図3 伝統的建造物（工作物）・環境物件の位置と範囲



別表5 修理基準

基本 伝統的建造物等の特性を維持する。

建築物 工作物	原則として、現状修理もしくは、復原修理。なお、復原根拠が乏しい場合は、地区内の同時代の形式から推測し、できる範囲において復原する。
環境物件	原則として、現状保全もしくは、復旧。

別表6 修景基準

基本 許可基準を遵守し、さらに保存地区の伝統的建造物群の外観特性に準じ、これと調和したもので、伝統的町並み景観形成に積極的に寄与するものとする。

		主 屋	土 蔵
建 築 物	主構造	原則として、木造総2階建(約9m以下)の単純な構造とする。敷地の履歴にあれば12m以下の3階建も認める。	原則として、土蔵造総2～3階建(約9m以下)とし、桁行5m以下の小型の蔵は、高さ6.5m以下とする。
	屋 根	原則として、3寸5分～5寸5分勾配程度の両流れ切妻屋根とし、木羽葺、木羽葺風、灰色～黒色系の日本瓦とする。軒裏の垂木、野地板を見せる。	原則として、3寸5分～5寸5分勾配程度の切妻置屋根とし、木羽葺、木羽葺風、灰色～黒色系の日本瓦とする。軒裏の垂木、野地板を見せる。
	下 屋	原則として、新築の場合、妻側に奥行1間程度の玄関下屋を設け、平側については設けない。商家に限り、奥行半間程度であれば平側にも下屋を認める。	入口に下屋を設ける場合は、奥行一間以内とする。
	外 壁	原則として、1階を羽目板、土壁またはボード下地に薄塗の中塗り仕上げとし、2階以上は土大壁またはボード下地に薄塗の中塗り仕上げとする。鎧下見板張りも一部認める。	原則として、鉢巻きのある白漆喰仕上げとする。板で覆う場合には押縁付の幅広の鎧下見板張りとし、壁面上端までは貼らない。
	開 口 部	原則として、玄関は妻入とする。敷地の形状から無理な場合に限り、玄関下屋からの平入とする。	原則として妻入。 桁行きが6mを超えるものは平入も認める。
		1階の窓は掃出し窓、腰窓、2階以上の窓は、平側については半間幅の縦長のものを主体とし、1間幅の窓も認める。玄関の妻側2階については、大背戸として掃出し窓を付ける。	窓は半間幅以下とする。
		建具は網戸も含め木製とし、玄関戸は引戸とする。木製の窓格子が付く場合は、その内側の窓は茶系のアルミでもよい。	建具は木製・土戸は白漆喰塗とする。
	基 礎	基礎のコンクリートは、できる限り露出しないように壁板等で覆う。	基礎のコンクリートは、できる限り露出しないように壁板等で覆う。
設 備 機 器 等	原則として、目立たない位置に配置する。できない場合は、伝統的町並み景観に寄与する色彩のもので目隠しを行う。 木製の大梯子の新設は修景とする。		

工 作 物	宅地擁壁	宅地擁壁の石積みは、玉石積みか野面積みとする。
	石 垣	玉石積みか野面積みを基本とし、一部切石積みも認める。
	階 段	河原石を基本とする。2～3段程度のもの、寺社関連は切石も認める。
	その他	修景基準の基本による。
位 置	原則として、敷地の履歴、旧状を考慮した上で、建築物、工作物の位置を決定する。特に土蔵・3階建の主屋、石垣は履歴の無い場所には建てない。	
環 境 物 件	修景基準の基本による。	

別表 7 許可基準

基本 保存地区の歴史的風致を著しく損なわないものとする。
 民家建物以外の寺社建築物等は、上記許可基準の基本による。

建 築 物	主構造	原則として、総2階建(約9m以下)の単純な構造とする。敷地の履歴にあれば12m以下の3階建も認める。
	屋 根	原則として、3寸5分～5寸5分勾配程度の両流れ切妻屋根とし、灰色～黒色系の瓦葺、その他の葺材は茶色系とする。片流れ屋根は認めない。
	下 屋	下屋を設ける場合は、奥行1間以内とする。通りから見えない部分は、歴史的風致を損なわないものであればこの限りではない。
	外 壁	許可基準方針の基本による。
	開口部	許可基準方針の基本による。
		玄関戸は原則として引戸とする。 建具にアルミを使用する場合は、木製の色調のものにする。 石積みを掘り抜いた車庫のシャッターについては、石積みと調和した色調とする。
	基 礎	許可基準の基本による。
設 備 機 器 等	原則として、通りから見えないように配置する。通りから見える場合は、歴史的風致を著しく損なわない色彩とする。	
工 作 物	宅地擁壁	原則として、玉石積み風、野面積み風とする。通りから見えない場合は、この限りではない。
	階 段	原則として、自然石積み風とする。2～3段程度のものや通りから見えないものは、この限りではない。
	その他	許可基準の基本による。
位 置	原則として、敷地の履歴、旧状を考慮した上で、建築物、工作物の位置を決定する。特に土蔵・3階建の主屋、石垣は履歴の無い場所には建てない。	
屋外広告物	許可基準の基本による。掲出は必要最小限にとどめる。	
土地の形質 の 変 更	許可基準の基本による。 空地が生じた場合は、歴史的風致を著しく損なわないように、管理運用を図る。	
土石採取、木 の伐採・植栽	許可基準の基本による。	